別紙２

# 森と緑とのふれあい支援事業留意事項

公益社団法人兵庫県緑化推進協会

## １　助成対象経費

⑴　当該事業は、県民等の善意である緑の募金を財源にしているため、募金協力者に誤解を与えること等がないよう、助成対象とする経費には十分ご留意願います。

⑵　国から市町に森林環境譲与税が措置されていることから、市町における希望調書とりまとめ時に、同譲与税を活用して実施することができないかどうかを市町でご検討の上、同譲与税が活用できないものについて希望調書の提出をお願いします。

⑶　助成対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とします。

ア　資機材費

苗木、支柱、動物食害防止施設、ヘルメット、肥料、看板、作業用具、土木資材、刈払い機の燃料代等、専ら当該事業の実施に必要な物品を対象とし、当該事業の実施以外での使用頻度が高くなる物品の購入費は助成対象となりません。

イ　活動経費

ボランティアや団体の構成員として活動する人の労務費、食料費（ただし、熱中症予防のためのスポーツドリンク等は除く。）、宿泊費は助成対象となりません。

ウ　指導者経費

(ｱ)　森林整備、環境教育、樹木の診断・治療等専門家の指導に対する謝金及び旅費は助成の対象となります。

※専門家とは、森林整備、環境教育などに精通し、事業を確実かつ安全に行うために必要な知識、技術を有する者とします。

(ｲ)　また、事業実施において依頼する外部講師に対する謝金は、旅費、宿泊費を含め助成対象となります。

(ｳ)　ただし、上記(ｱ)(ｲ)の場合、必要以上の高額な謝金、指導内容や単価の根拠が明らかでない謝金、申請団体の内部講師は助成対象となりません。

エ　作業の委託

(ｱ)　ボランティアでは安全な作業が困難なもの(危険木の伐採等)を林業事業体等に委託する場合、委託費用も助成対象となります。

(ｲ)　また、地域住民が自ら実施しようにも、高齢化等が原因で実施が極めて困難な作業を林業事業体等に委託する場合の委託費用も助成対象となります。

(ｳ)　助成金額は、委託費用も含めて森と緑とのふれあい支援事業実施要領別表に記載の金額が上限となります。

オ　事務的経費

事業の実行に直接必要な事務用品、通信運搬費、参加者の募集経費等は対象となります。

団体の記念誌の発行などは、直接必要な経費ではないため、助成対象となりません。

カ　標板又は標柱の設置

活動又は活動地における標板又は標柱の設置が必要であり、このための経費は助成対象とします。

標板又は標柱の仕様は別図を参考(原則の仕様)とし、必要に応じて変更してください。

## ２　実績報告書等の提出

事業が完了したときは、すみやかに実績報告書をご提出いただくことになっています。

(1)　実績報告書には、位置図、出来高図、写真(着手前・整備中(活動中)・完成後)を添付してください。

(2)　実績報告書には、支出の部の金額に対応する領収書の写しを添付してください。

(3)　(1)の写真については、当協会の発行する印刷物、ホームページ等に活用させていただきたいため、公表可能な写真を数枚程度、1枚あたり数100KB程度のサイズでご提供ください。

## ３　安全対策

(1)　活動に当たっては、倒木、落枝、落石、転倒、転落等による事故のほか、機械を使うことによるけがのおそれがありますので、事業主体の責任において、必ず事故防止対策を講じてください。

必要に応じて、作業前に何が危険と思われるかを話し合う「危険予知ミーティング」や作業後に「ヒヤリハット」を話し合うことなども実施してください。

(2)　当該事業では、ボランティア保険等の保険料、ヘルメットや防護服などの安全用具の購入費を助成対象としています。

(3)　また、前記１の(3)のエに記載のとおり、ボランティア等では作業が困難な危険木の伐採など、例えばチェーンソーを必要とする作業などを林業事業体等に委託することができます。無理をして動力機械を使わないようにしてください。

(4)　熱中症予防対策も講じてください。そのためのスポーツドリンク等の購入は助成対象にしています。

## ４　その他

活動地あるいは活動地に至る経路が私有地にあたる場合、応募前に土地所有者に必ず了解を得ておくよう留意してください。